

令和 8 年度登米市青少年海外派遣事業旅行業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

令和 8 年度登米市青少年海外派遣事業旅行業務

2 業務の内容

(1) 業務の内容

「令和 8 年度登米市青少年海外派遣事業旅行業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(2) 業務の期間

旅行業務委託業者決定日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで。

(3) 業務委託

アメリカ合衆国(テキサス州・サウスレイク市)への青少年海外派遣に係る業務
期間 令和 8 年 9 月 2 9 日(火)～1 0 月 6 日(火)の 8 日間。

(4) 業務委託上限額は以下の額とする。

ア. 青少年派遣数 6 名 4, 7 0 9, 0 0 0 円(税込)

イ. 引率者数 2 名 2, 2 8 0, 0 0 0 円(税込)

3 参加資格

本業務のプロポーザル参加資格(以下「参加者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 本業務及び類似する業務(海外への訪問団派遣や修学旅行)を 1 年以上営んでおり、国や自治体における業務実績があること。

(3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていない又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。

(4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(5) 登米市発注の契約にかかる指名停止処分を受けていないこと。

(6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。

(8) 登米市暴力団排除条例(平成 2 5 年条例第 6 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(9) 登米市入札契約暴力団等排除要綱(平成 2 0 年告示第 2 2 7 号)第 3 条に該当しないこと。

(10) 国税及び市税に滞納のないこと。

4 応募の手続き

(1) 応募者説明は仕様書により代える。

(2) 提出先及び連絡先

- ・担当窓口：登米市青少年国際交流事業実行委員会（登米市国際交流協会内）
- ・住所：〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池日子待井 381-1
- ・電話：0220-52-2144
- ・F A X：0220-23-9559
- ・電子メール：tifa-kokusai@coda.ocn.ne.jp

(3) 募集要項等の配布

ア. 配付期間

令和8年4月13日（月）～ 5月22日（金）

イ. 配付方法

募集要項等は、4の（2）の担当窓口において旅行業者あてに送付する。

また、登米市ホームページ（<http://www.city.tome.miyagi.jp/>）からダウンロードできるものとする。

(4) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、質問書により受け付ける。

ア. 受付期間

令和8年4月13日（月）～5月15日（金）午前9時～午後4時（火・木・土、日、祝日を除く。）

イ. 提出方法

4の（2）の担当窓口を持参、F A X又は電子メールで提出すること。

なお、F A Xや電子メールの件名は「登米市青少年海外派遣事業旅行業務委託に関する質問書」とし、送信後、担当窓口へ電話により送信した旨を知らせること。

また、電話による質問は受け付けない。

ウ. 回答方法

質問に対する回答は、到着後3日以内（火・木・土日、祝日を除く。）に電子メール又はF A Xで回答するものとし、電話による回答は行わない。

エ. その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答は行わない。

(5) 旅行企画書等の提出

参加者は、実施要領に基づき次の書類を提出すること。なお、提案は各社1案とする。

ア. 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加申込書

(イ) 旅行企画書（行程表、事前研修及び海外研修の内容が詳細に分かるもの。）

(ウ) 緊急時対応書

(エ) 見積書（派遣者 8 名（派遣団員 6 名、及び引率者 2 名それぞれの見積）税込みで作成すること。

(オ) 会社概要書

(カ) 登記事項証明書の写し（参加申込書受付日前 3 か月以内に発行されたもの。）

(キ) 受注実績書（国、他自治体及び登米市での直近 5 年間の受注実績が分かるもの。）

(ク) 納税証明書（国税・都道府県税）

(ケ) 未納又は滞納がないことの証明（市町村税）

(コ) その他、本業務に必要と思われる資料（ただし、簡潔にまとめたもの。）

イ. 参加資格の確認

参加資格を確認し、資格を有する参加者の提案のみ審査を行う。なお、提出された書類に虚偽の記載が判明した場合についても同様とし、その旨当該参加者に通知し、その審査は行わない。また、異議申し立て、質問等は一切認めない。

ウ. 提出期限

令和 8 年 5 月 22 日（金） 午後 4 時まで

エ. 提出方法

持参（火・木・土日、祝日を除く。）又は郵送とする。

※郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は期限内の提出がなかったものとする。

オ. 提出場所

4 の（2）の担当窓口

カ. 提出部数

書面にて正本 1 部、副本（写し） 8 部を提出

キ. その他

(ア) 旅行企画書等の再提出は、提出期間内に限り認める。

(イ) 提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。

(ウ) 本提案に要する一切の費用は、参加者が負担する。

(6) 提出書類の無効

次のいずれかに該当する旅行企画書等は、無効とする。

ア. 提出期限を過ぎて旅行企画書等が提出された場合。

イ. 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合。

ウ. 提出書類に虚偽の内容が記載された場合。

エ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

オ. 本要領に違反すると認められる場合。

カ. 2 の（4）の業務委託上限額を超えている場合。

5 契約候補者の選定方法等

(1) 契約業者の選定

契約候補者の選定については、登米市青少年国際交流事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）において、提出された書類を基にプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、契約業者と次点の業者を選定する。

(2) 審査会開催日時

審査会の日時は6月上旬頃を予定し、詳細については後日、参加者に通知する。
説明時間は1社あたり15分程度、ヒアリング時間は15分程度を予定し、追加資料配布は認めない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、契約候補者の選定後、参加者に通知する。
なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

6 契約

(1) 旅行企画書等を基に契約業者との詳細協議を実施し契約を行う。

なお、提出された企画提案書の内容については、一部変更する場合がある。

(2) 仕様は再調整したうえで決定する。

なお、契約候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の業者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

7 主なスケジュール

令和8年4月13日（月）	登米市ホームページによるプロポーザル公募の公表開始。
令和8年4月13日（月）	募集要領等に関する質問書の受付。
令和8年5月15日（金）	募集要領等に関する質問の受付提出期限。
令和8年5月22日（金）	旅行企画書等の提出期限。
令和8年6月上旬	審査会の開催（ヒアリングを含む）
令和8年6月上旬	審査結果の通知。
令和8年6月中旬	旅行企画書等の詳細協議（今後のスケジュール確認含む）